

長野市道路占用工事等共通仕様書

(付録：長野市道路占用許可基準 抜粋)

長野市建設部

平成 17 年 7 月 1 日 制定

平成 22 年 10 月 1 日 改正

平成 26 年 4 月 1 日 改正

平成 28 年 4 月 1 日 改正

目 次

第 1 章	総 則
第 1 節	通 則
第 2 節	施 工 計 画
第 3 節	保 安 対 策
第 4 節	工 事 現 場 管 理
第 5 節	施 工 の 管 理
第 2 章	掘 削 ・ 施 設 の 撤 去 工 事
第 1 節	掘 削 等
第 2 節	土 留 工
第 3 節	覆 工
第 3 章	道 路 施 設 の 復 旧
第 1 節	路 体 及 び 路 床 の 復 旧 (埋 め 戻 し)
第 2 節	舗 装 の 復 旧
第 3 節	コ ン ク リ ー ト 構 造 物 の 復 旧
第 4 節	道 路 付 属 物 等 の 復 旧
第 4 章	占 用 工 事 等 の 制 限
第 1 節	掘 削 規 制

- 第 24 条 に 規 定 す る 明 示 方 法
- 第 37 条 に 規 定 す る 埋 め 戻 し 材 料 の 品 質 規 格
- (様 式 一 1) 現 場 発 生 品 届
- (様 式 一 2) 路 面 舗 装 復 旧 工 事 施 工 面 積 確 認 書
- (様 式 一 3) 舗 装 復 旧 指 示 書
- 舗 装 復 旧 標 準 断 面 図
- 舗 装 復 旧 範 囲 平 面 図
- 道 路 法 施 行 規 則 第 4 条 4 の 7 に つ い て
- 交 通 量 別 指 定 路 線

付 録 長 野 市 道 路 占 用 許 可 基 準 抜 粹
(法 32 条 第 1 項 第 2 号 該 当 物 件)

第1章 総 則

第1節 通 則

(適用)

第1条 この仕様書は、長野市が管理する道路の占用工事及び掘削工事（以下「占用工事等」という。）に適用する。

2 道路の占用許可又は掘削許可（以下「占用許可等」という。）を受けもしくは協議しようとする者、又は占用許可等を受けもしくは協議した者（以下「占用者」という。）が、市道の占用を計画し又は占用工事等を実施するときは、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）、同施行令（昭和27年12月4日政令第479号）及び同施行規則（昭和27年8月1日建設省令第25号）、並びに長野市市道占用等取扱規則（平成4年8月30日長野市規則第32号）（以下「市道占用規則」という。）及びこの仕様書に定めるところによると共に、工事の実施に関する諸規定を遵守しなければならない。

3 占用者が、認定外道路の占用（掘削）を計画し又は占用工事等を実施するときは、長野市法定外公共物の管理に関する条例（平成4年6月30日長野市条例第42号）及び同施行規則（平成4年8月30日長野市規則第34号）（以下「認定外道路占用規則」という。）によると共に、この仕様書を準用し、併せて工事の実施に関する諸規定を遵守しなければならない。

3 仮設、工法等占用物件を完成させるために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、占用者が定め、工事を施工する。

4 占用許可書又は掘削許可書もしくは回答書に記載された事項、並びに特に必要として市長が指示した事項は、この仕様書に優先する。

5 占用者は、占用許可書又は掘削許可書もしくは回答書の内容、並びにこの仕様書の適用及びその内容について、占用工事等の従事者に周知しなければならない。

(市長の指示)

第2条 占用者は、市道占用規則第6条及び第7条及び認定外道路占用規則第2条に規定する占用許可等の申請等、並びに占用許可等を受けた事項の変更許可申請等の内容について、市長が道路管理上必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 占用者は、占用工事等に着手しようとし、又は施工中に、その施工方法（道路に関するものに限る。）を確認する必要があるときは、市長から指示又は指導を受けることができる。

(工事の着手及び完了)

第3条 占用者は、市道の占用工事等に着手しようとするときは、市道占用規則第8条に基づき「長野市市道占用工事着手届」を市長に提出しなければならない。

2 占用者は、市道の占用工事が完了したときは、市道占用規則第9条に基づき「長野市市道占用工事完了届」を市長に提出しなければならない。

3 占用者は、認定外道路の占用工事等が完了したときは、認定外道路占用規則第3条に基

つき「長野市法定外公共物占用等工事完了届」を市長に提出しなければならない。

(完了の確認)

第4条 占有者は、占用工事等が完了したときは、速やかに当該完了に関する確認を受けなければならない。

- 2 占有者は、前項の規定にかかわらず、市長が指示したときは、占用工事等の施工済み部分について確認を受けなければならない。
- 3 前各号に定める確認の方法等は、別に市長が指示する。
- 4 第1項及び第2項の確認に要する費用は、原則として占有者の負担とする。

(工事の手直し)

第5条 占有者は、前条の確認の結果、市長から工事の手直し等の指示を受けたときは、その指示に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 占有者は、前項の措置を講じたときは、遅滞なく市長に届け出て、当該措置の適正について確認を受けなければならない。

(工事に起因した損害及び紛争の処理)

第6条 占有者は、占用の計画又は占用工事等に起因して道路の施設に損傷を与えたとき、第三者に損傷を与えたとき又は第三者との間に紛争を生じさせたときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

- 2 前項の損傷、損害又は紛争の処理は、占有者の責任において行うものとする。

(その他)

第7条 占用工事等の実施に関し、占有者がこの仕様書又はその他の規定若しくは指示に違反したときは、道路法及び関係する法規の規定に基づき、占用工事等の中止及び道路の原型復旧を命じ、占用許可等又は同意を取り消すことがある。

- 2 占有者は、占用工事等に係る道路の復旧工事を実施した後において、当該復旧工事の実施の瑕疵により道路施設に障害を生じさせたときは、その完了の確認を受けた日の翌日から起算して2年間を限度として、これを修復しなければならない。

第2節 施工計画

(施工計画書の提出)

第8条 占有者は、占用許可等を申請し又は占用の協議をするときは、この仕様書に基づき占用工事等の実施に関する計画書（以下「施工計画書」という。）を策定し、申請又は協議の添付書としてこれを提出しなければならない。ただし、占用工事等が簡易なとき又は市長が承諾したときは、記載事項の一部又は全部の提出を省略することができる。

- 2 施工計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 工事の概要説明
 - (2) 工事の実施方法に関する説明
 - (3) 工事の実施工程に関する説明
 - (4) 工事に使用する資機材に関する説明

- (5) 工事の施工管理に関する説明
 - (6) 工事の安全に関する説明
 - (7) 現道の交通処理の方法に関する説明
 - (8) 環境保全に関する説明
 - (9) 緊急時の連絡体制に関する説明
 - (10) その他工事の実施に関し必要な説明
- 3 施工計画書の内容に変更が生じたときは、その都度変更施工計画書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更は口頭によることができる。

(地元説明)

第9条 占有者は、占用工事等の実施に先立ち、施工個所の周辺住民にこれを説明し周知させ、紛争又は苦情の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

第3節 保安対策

(工事中の安全確保)

- 第10条 占有者は、土木工事安全施工技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、平成10年3月19日）（以下「安全指針」という。）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長、平成6年11月1日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- 2 占有者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達、平成5年1月12日）（以下「公衆要綱」という。）を遵守して、災害の防止を図らなければならない。

(事前の調査等)

- 第11条 占用工事等を計画し若しくは設計し、又は占用工事等の実施方法を決定しようとするときは、工事現場及び工事用通路等の関係する箇所、並びにその周辺における道路施設及び他の占用物件について、当該施設及び物件の管理者に立会を求め、その位置、構造及び老朽度を調査し、公衆災害の防止に必要な措置を講じなければならない。
- 2 占有者は、地下埋設物等の施設に近接して占用工事等を実施しようとするときは、あらかじめそれらの施設の所有者又は管理者及び関係機関と協議し、施工の各段階における関係法令に準拠した保安上必要な措置、地下埋設物等の防護方法、関係者の立会の要否、緊急時の通報体制及び保安上の措置の実施区分等を定めなければならない。
- 3 占有者は、前項の施設がガス管等の危険物であるときは、その具体の措置として次の各号に掲げる事項をあらかじめ定めなければならない。
- (1) ガス等の漏洩が発生したときの付近住民に対する警報及び避難処置の方法。
 - (2) ガス等の漏洩が発生したときにおける通報責任者の氏名及び市長、ガス供給事業者、警察、消防等関係機関への連絡方法。
 - (3) 緊急処理用機械の配備等の緊急処理体制に関する事項。
 - (4) ガス管等の防護のため、現地に立ち会うガス事業者の現場責任者の氏名及びその連絡先。

(5) 前各号のほか、事故防止上対策上必要な事項。

(既存の埋設物の保全)

第12条 占用工事等に、掘削、杭、矢板等の打設又は穿孔等地面下に及ぶ工種が伴うときは、前条に定める「事前の調査等」に基づく保安措置のほか、公衆要綱「第5章 埋設物」に定めるところに準拠し、既存の埋設物を保全しなければならない。

第4節 工事現場の管理

(作業場)

第13条 占用者は、占用工事等を実施するために必要な作業区域（以下「作業場」という。）について、この節に定めるところによるほか、公衆要綱「第2章 作業場」、「第12章 機械、電気」、及び「第14章 高所作業」から「第17章 その他」までの定めにも準拠して善良に管理しなければならない。

2 作業場は、必要最小限の範囲とし、路面の掘削等一般交通の制限を伴う工事にあつて作業を実施しない時間帯は、原則として道路の交通機能を回復し一般交通の安全を確保しなければならない。ただし、占用工事等の規模その他安全管理上の理由から市長が認めるときは、作業を休止する時間帯においても作業場を継続して存置することができる。

(許可書の掲示)

第14条 占用者は、作業場内の視認できる場所に、工事が占用工事等であることを表す表示板を設置しなければならない。

2 表示板には、占用者名、占用許可等の番号及び日付、占用目的、占用の内容、占用期間並びに工事期間を記載し、占用工事等が請負工事の場合は請負者名、工事担当者名及び工事担当者の連絡先を記載しなければならない。

(隣接工事との調整)

第15条 占用者は、占用工事等に隣接して又は同一場所において他の工事が実施されているときは、当該他の工事の実施者と協議し、協調して施工しなければならない。

(自然現象への対策)

第16条 占用者は、豪雨、出水、地震等の自然現象に留意し、常にその対策を講じておかなければならない。

(交通処理)

第17条 占用者は、占用工事等により一般交通を制限する必要があるときは、公衆要綱「第3章 交通対策」に定めるところに準拠し、「道路工事保安施設設置基準（案）」建設省道路局第一課通知（昭和47年2月）を参考に、交通処理施設の具体的な設置方法を定め、所定の市道通行制限を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の交通処理施設は、第13条第1項の作業場の保安施設と併用することを妨げない。

(危険物の取扱い)

第18条 占用者は、火薬、ガソリン、電気等危険物をしようとするときは、その保管及び取扱

いについて関係法令に定めるところにより万全の方策を講じなければならない。

- 2 占有者は、火薬類を使用して工事を実施するときは、あらかじめその使用に係る関係機関の許可を受け、その許可書の写し及び使用許可書を市長に提出しなければならない。

(騒音振動対策)

第 19 条 占有者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 51 年 3 月建設省大臣官房技術参事官通達)に従い、騒音、振動の防止又はその軽減に努めなければならない。

(既存の境界杭等の保全)

第 20 条 作業場及び作業場に近接して境界杭等(石、鋳等を含む)がある場合は、その位置、高さに変動が無いよう必要な保全措置を講じなければならない。ただし、工事の状況により移設又は一時撤去等の必要が生じた場合は、市長の指示を受け、測量等を実施したのち、移設又は一時撤去を行い、工事完了後すみやかに現状に復元しなければならない。

第 5 節 施工の管理

(使用材料)

第 21 条 占有者は、占有許可(回答)書、その条件書及びこの仕様書で使用が認められた材料又は「長野市建設工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)の「第 1 編第 2 章材料」に定める規格の材料以外のものを使用して占有工事等(占有物件を除く)を実施してはならない。

(品質管理)

第 22 条 占有者は占有工事等に使用する材料について、常にその品質及び規格を管理し、良好な状態で使用しなければならない。

- 2 占有者は、市長が占有工事等に使用する材料を確認するため、その資料の提出を求めたときは、遅滞なくこれに従わなければならない。

(施工管理)

第 23 条 占有者は、占有工事等の実施に際し、現地に工事責任者を配置して工事の内容を管理しなければならない。

- 2 占有者は、「共通仕様書」並びに「長野市土木工事施工管理基準」(以下「施工管理基準」という。)に基づき施行及び管理を行うこととし、その記録及び関係書類を作成、保管し、市長がその提出を求めたときは、遅滞なくこれに従わなければならない。
- 3 占有者は、占有工事等の各工程について常に施工計画書と照合し、適正な進捗に努めるとともに、次の各号に掲げる工種についてはその実施内容を把握し、市長がその報告を求めたときは、遅滞なくこれに従わなければならない
 - (1) 車道又は歩道(路肩を含む)を掘削するとき。
 - (2) 橋梁、擁壁、石積等重要な道路構造物(以下「重要構造物」という。)を取り壊し又はこれらに工作するとき、及びこれらに接近して道路の部分掘削するとき。
 - (3) 地下に占有物件を埋設するとき。

- (4) 重要構造物を原形に回復するとき。
 - (5) 路面を復旧するとき。
 - (6) その他市長が特に指定した工種を施工するとき。
- 4 占有者は、前項各号の工種において外観で確認できない部分及び工事着手前後の道路状況、並びに占有物件（地下埋設部分に限る）の設置状況について、その詳細を写真に撮影し、代表的なものを市長に提出しなければならない。
 - 5 占有者は、市長が前項の規定により撮影した写真の全て又は必要とする箇所の提出を求めたときは、遅滞なくこれに従わなければならない。
 - 6 工事写真は、工事完了後5ヶ年間保存しなければならない。
 - 7 占有者は、管理基準の対象となった工種について、市長が現地に立ち会う旨指示したときは、その立会を受けた上でなければ当該工種を施工してはならない。

(地下占有物件の表示)

第24条 占有者は、地下に埋設する電線、水道、下水道、ガス管、石油管等について、埋設物件の名称、管理者、埋設年その他保安上必要な事項を明示しなければならない。

2 明示の方法は、次の各号による。

(1) 明示事項は、次のとおりとする。

物件の名称	管理者名	埋設年 (西暦年)	保安上必要事項等
電 話	〇〇通信		光ケーブル
水 道	〇〇水道		送水管
下 水 道	〇〇下水道		圧送
ガ ス	〇〇ガス		〇〇気圧、種類
電 気	〇〇電力		特高圧
石 油	〇〇石油		〇〇気圧、種類

(2) 明示方法は、埋設管にテープを添付した上、管の上部30センチメートル（ガス管については50センチメートル、ただし、埋設深を舗装厚+30センチメートルとしている場合は、30センチメートル）の位置に埋設物件の保安上及び防護上必要な事項を明示したシートを埋設するものとする。橋梁等への添加の場合は明示板を添付する。

(3) 明示の色は、次のとおりとする。

電	話	赤色
水	道	青色（その他の水管 白色）
下	水 道	茶色
ガ	ス	緑色
電	気	オレンジ色
石	油	黄色
長 野 県 警 察		金色
I . N . C		銀色

ゆ う せ ん	桃色
キャンシステム	灰色
C A T V	空色

(4) テープ等の材料は、次のとおりとする。

規格	テープ	幅	3センチメートル
	シート	幅	40センチメートル以上で埋設管等の外形以上
	明示板	縦	15センチメートル、横7センチメートル以上
材質	耐薬品性、無腐食、長期無退色		

(5) 明示の間隔は、3メートル以内とする。

(発生品の処理)

第25条 占有者は、占用工事等のため取り外した道路の施設については、現場発生品調書（様式-1）を提出し、市長の指示により、指定した場所への搬送又は処理しなければならない。

第2章 掘削・施設の撤去

第1節 掘削等

(掘削及び施設の撤去)

第26条 占有者は、道路を開削し又は道路の施設を取り壊し若しくは取り外すときは、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 舗装の取り壊しは、コンクリートカッター等を用い、取り壊し部分とその周囲とを明確に縁切りした上で実施しなければならない。
- (2) 擁壁、石積、側溝、ブロック、ガードレール等道路の構造物又は付属物を撤去するときは、その範囲を必要最小限にとどめ、その作業は、慎重かつ丁寧に実施しなければならない。
- (3) 事前調査の結果、掘削することにより他の占有物件等に損傷を与えるおそれがあると認められる場合は、人力で試掘を行い、他の占有物件等の管理者の立会を求め、防護対策をしなければならない。
- (4) 土砂等の掘削は、布掘り又は壺掘りによるものとし、えぐり掘りをしてはならない。
- (5) 掘削は、地質及び地形の状況により、必要に応じて土留工等の工法をもって、所定の深さに掘り下げなければならない。
- (6) 掘削箇所の近くに崩壊又は破損のおそれがある構造物があるときは、特に注意して、悪影響を及ぼさないよう措置しなければならない。
- (7) 掘削最下部を掘り取る場合は、過掘りとならないよう丁寧に行わなければならない。
- (8) 掘削は、原則として一日の工程で復旧又は覆工し得る範囲ごとに実施しなければならない。

ならない。

(9) 沿道に接近して掘削する場合は、沿道から道路への出入りを妨げないようにしなければならない。

(補助工法の採用)

第 27 条 占有者は、掘削する地盤が軟弱でその施工が困難なとき、又は掘削が周辺の地盤若しくは構造物に影響を及ぼすおそれのあるときは、公衆要綱「第 8 章 補助工法」に定めるところに準拠した必要な措置を講じなければならない。

(推進工法)

第 28 条 推進工法による掘削は、次の各号に掲げるところによるほか、公衆要綱「第 13 章 地下掘進工事」に定めるところに準拠しなければならない。

(1) 施工にあたっては、必要以上の先掘り及び一切のえぐり掘りをしてはならないこと。

(2) 空隙を埋めなければならないこと。

(建設副産物)

第 29 条 占有者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、占有許可（回答）書、その条件書及びこの仕様書に定める内容によらなければならない。

2 占有者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は、搬出伝票、産業廃棄物は、廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処理しなければならない。

3 占有者は、建設副産物適正処理推進要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4 占有者は、舗装の破片又は掘削により発生した土砂を、前各項に従い直ちに工事箇所から排出し、車道に滞積したり路上で小割りしたりしないものとし、その運搬方法等は公衆要綱「第 10 章 残土等の処理」に定めるところに準拠しなければならない。

(湧水等の処理)

第 30 条 占有者は、掘削部分の地盤が軟弱で湧水等が認められたときは、公衆要綱「第 9 章 湧水等の処理」に定めるところに準拠して処置しなければならない

第 2 節 土留め工

(土留め工を必要とする掘削)

第 31 条 占有者は、掘削工事の実施においては、公衆要綱「第 6 章 土留め工」に定めるところに準拠して必要な土留め工を施さなければならない。

第 3 節 覆工

(覆工の方法)

第 32 条 占有者は、第 26 条第 8 号の「機能の回復」を覆工で処置するときは、公衆要綱「第 7 章 覆工」に定めるところに準拠しなければならない。

第3章 道路施設の復旧

第1節 路体及び路床の復旧（埋め戻し）

（通 則）

第33条 路床とは、舗装路盤の底面から下方へ1メートルの範囲をいい、それより下方の部分を路体という。

（施工の基準）

第34条 占有者は、路体及び路床について、第37条に規定する埋め戻し材料及び第40条第1項に規定する本復旧の構造に合わせて計画し施工しなければならない。

2 占有者は、路体及び路床の埋め戻しにあたっては、公衆要綱「第11章 埋め戻し」に定めるところに準拠しなければならない。

（杭、矢板等の処理）

第35条 占有者は、土留め工として打設した杭、矢板等は掘削部分の埋め戻しの際、その安全性を確認しながら完全に排除しなければならない。

2 占有者は、杭、矢板等を抜き去ることができないため切断する場合は、事前に市長の承諾を受けなければならない。この場合は、原則として車道部は路面からの深さ2.5メートル以上、歩道部は路面からの深さ1.5メートル以上で切断しなければならない。

（埋め戻し部分の事前点検）

第36条 占有者は、埋め戻しにあたっては、埋め戻し部分に工事用材料等が残存しないよう清掃等をし、必要な点検及び確認を実施しなければならない。

2 占有者は、埋め戻しにあたっては、埋設する物件及び掘削による露出した他の埋設物等の安全性について再確認し、不良な埋設物があったときは当該物件の管理者に立会を求め、適切な措置を講じさせなければならない。

（埋め戻し材料）

第37条 路体及び路床部の埋め戻しの材料は、クラッシャーラン40mm以下（再生クラッシャーラン40mm以下）、又は良質発生土、改良土、砂、山ズリ等とし、その品質規格は別に定める。

（埋め戻し方法）

第38条 占有者は、埋設物件の周囲は砂等を使用し十分締め固め、埋め戻し後に埋設物の沈下等の障害が発生しないよう処置しなければならない。

2 占有者は、路体の埋め戻しにあたっては、仕上がり厚さが30cm以下を1層として、路床の埋め戻しにあたっては、仕上がり厚さが20cm以下を1層として、各層を水平に十分締め固めながら所定の高さまで埋め戻すものとする。

3 前項の埋め戻しは、埋め戻し機械により入念に行わなければならない。

（砂利道の埋め戻し）

第39条 砂利道の埋め戻し材料は、第37条に準ずるが、路面から深さ0.3メートルの部分にあつては、クラッシャーラン40mm以下（再生クラッシャーラン40mm以下）を使用しなければならない。

2 砂利道の埋め戻し方法は、路面から深さ0.3メートルを舗装路盤の底面とみなし、第38

条の埋め戻し方法に準じて行うものとする。なお、路面から深さ 0.3メートルの部分は路床の埋め戻し方法に準じて行うものとする。

(凍上抑制層の施工)

第 40 条 舗装の厚さが、凍上抑制のために必要な置き換え深さに満たない場合は、路盤の下に必要な深さまで、凍上の生じにくい均一な粒状材料による凍上抑制層を設けるものとする。

凍上抑制に必要な置き換え深さ

その地点の標高	必要置換え深さ (凍結深さ×0.7)
350m 以下	35cm
550m 以下	45cm
750m 以下	55cm
950m 以下	65cm
1,200m 以下	75 cm

第 2 節 舗装の復旧

(復旧の原則)

第 41 条 復旧する舗装構成は、原則として現況舗装構成（現況舗装構成が不明の場合は、交通量区分に応じた舗装構成）によるものとし、占用許可（回答）書又はその条件書もしくは指示書に記された舗装構成によらなければならない。

- 2 占用者は、車道（路肩を含む）及び歩道等の舗装路面を復旧するときは、原則として、仮舗装復旧（以下「仮復旧」という。）を行った後、相当な期間を経てから、前項に定める舗装構成による舗装の施工（以下「本復旧」という。）をしなければならない。
- 3 前項に定める相当な期間とは、路面の沈下が安定するまでの間（概ね 6 ヶ月）とし、本復旧の具体的な時期は市長の承認を受けて決定しなければならない。
- 4 仮復旧又は本復旧をしたときは、これに付随する区画線等の路面表示を遅滞なく施工し、道路交通の安全を確保しなければならない。
- 5 本復旧を市長に委託する場合は、道路法施行規則第 4 条の 4 の 7 第 1 項に規定する範囲を測量して確定するものとし、市長に「路面舗装復旧工事施工面積確認書」（様式一 2）を提出し、現地において施工範囲の確認（以下「面積確認」という。）を受けなければならない。
- 6 本復旧を市長に委託する場合の本復旧に要する費用は、工事価格と事務費（工事価格の 5%）及び工事価格に係る消費税の合計額とし、道路法第 62 条の規定により占用者の負担とし、長野市が発行する納入通知書により納付する。
- 7 第 5 項及び第 6 項の本復旧を市長に委託する場合とは、原則として次の各号に該当する場合とする。

- (1) 市長が舗装復旧に併せて、道路に関する工事を施工する必要があるとき。
 - (2) 競合工事等で、機能上市長が統一して復旧した方がよいとき。
 - (3) 復旧に高度な技術と確実性が求められるとき。
 - (4) その他、市長が特に必要と認めたとき。
- 8 本復旧を占有者が行う場合は、別添「舗装復旧標準断面図」及び「舗装復旧範囲平面図」を参考に、舗装の復旧範囲及び復旧方法について具体的な計画を作成し、現地において、事前に市長の確認（以下「現地確認」という。）を受けなければならない。なお、道路の復旧の具体的な計画については、市道占用規則第6条（占用の許可の申請）及び同第7条（占用の許可を受けた事項の変更許可の申請等）の添付書類として市長に提出することとする。
- 9 面積確認及び現地確認の結果、道路法施行規則第4条の4の7第2項の規定により、市長が道路の構造、交通の状況、土質等を総合的に判断し、掘削前の構造耐力を保持するために必要と認めた範囲があるときは、道路法施行規則第4条の4の7第1項に規定する範囲以外に、その必要とする範囲を含め本復旧しなければならない。
- 10 都市計画区域外（飯綱地区都市計画区域は適用範囲）に限り、1車線道路に縦断占用し、仮復旧後、本復旧する場合は、舗装幅員3m以下の道路は全幅復旧とし、3mを超える幅員については舗装状況により個別に協議することができる。ただし、交通量、土質、舗装年次、地滑り・砂防等の指定区域内、路側構造物への考慮等から所定の復旧によりがたい場合は、事前協議しなければならない。
- 11 本復旧を占有者が行う場合、工事完了後の道路構造物の責任期間は、完了の確認の日から2ヶ年とする。ただし、街路樹の復植については1ヶ年とする。

（仮復旧の構造）

第42条 前条第2項の仮復旧は、原則として次の舗装構成による。

区 分	路 盤 工	表 層 工
車 道	クラッシャーラン 40mm 以下 （又は再生クラッシャーラン 40 mm以下） 現道と同じ厚さ以上、又は交通量区分 に応じた本復旧の路盤厚以上	密粒度アスコン （再生材又は新材） 3～5センチメートル
歩 道	クラッシャーラン 40mm 以下 （又は再生クラッシャーラン 40 mm以下） 現道と同じ厚さ以上、又は交通量区分 に応じた本復旧の路盤厚以上	細粒度アスコン （再生材又は新材） 3センチメートル程度

- 2 仮復旧は、原則として埋め戻し完了後直ちに行わなければならない。
- 3 当該工事区間の交通開放は仮復旧後でなければならない。ただし、やむを得ず交通開放する場合は、仮復旧に準じた措置を講じなければならない。

(仮復旧後の路面補修等)

第43条 舗装路面を仮復旧したときは、占有者自らが路面沈下等の障害の有無を定期的に調査し、これらの発生を認めたときは直ちにこれを市長へ届け出た上で補修し、道路交通の安全を確保しなければならない。

2 仮復旧部分については、占用工事等の仮復旧中であること及び本復旧工事の施工予定時期等の周知をしなければならない。

3 本復旧を道路管理者に委託する場合の仮復旧の責任期間は、道路管理者が本復旧工事を発注するまでとし、面積確認の日から1ヶ年が経過した場合は、道路管理者が維持管理を行うこととする。

(本復旧の構造)

第44条 第41条第1項及び第2項の交通量区分に応じた本復旧の舗装構成は、原則として次のとおりとする。

車道：アスファルト舗装

区分		簡易舗装 自動車交通少	L交通 T<100	A交通 100≦T<250	B交通 250≦T<1000	C交通 1000≦T<3000
表層工	密粒度アスコン(20F)	5 cm	5 cm	5 cm	5 cm	5 cm
基層工	粗粒度アスコン(20)	—	—	—	5 cm	10 cm
上層路盤工	瀝青安定処理材	—	—	5 cm	5 cm	10 cm
	粒調碎石 M-40, M-25	10 cm	15 cm	15 cm	15 cm	15 cm
下層路盤工	(再生) クラッシャーラン 40-0	20 cm	25 cm	25 cm	35 cm	35 cm
計		35 cm	45 cm	50 cm	65 cm	75 cm
凍上抑制層	(再生) クラッシャーラン 40-0	第40条の凍上抑制に必要な置換え深さー舗装の厚さ				

車道：セメントコンクリート舗装

区分		L交通 T<100	A交通 100≦T<250	B交通 250≦T<1000	C交通 1000≦T<3000
表層工	コンクリート 曲げ 4.5N/mm ² (45kgf/cm ²)	15 cm	20 cm	25 cm	28 cm
A s 中間層	密粒度アスコン(13)	—	—	—	4 cm
上層路盤工	粒調碎石 M-40	20 cm	20 cm	30 cm	20 cm
下層路盤工	(再生) クラッシャーラン 40-0	25 cm	25 cm	30 cm	30 cm
計		60 cm	65 cm	85 cm	82 cm
凍上抑制層	(再生) クラッシャーラン 40-0	第40条の凍上抑制に必要な置換え深さー舗装の厚さ			

歩道：アスファルト舗装

種別	区分	歩道	歩道（車両乗入れ部）
表層工	細粒度アスコン(13)	3 cm	4 cm
路盤工	(再生) クラッシャーラン 40-0	10 cm	15 cm
計		13 cm	19 cm
凍上抑制層	(再生) クラッシャーラン 40-0	第40条の凍上抑制に必要な置換え深さ－舗装の厚さ	

歩道：透水性アスファルト舗装

種別	区分	歩道	歩道（車両乗入れ部）
表層工	開粒度アスコン(13)	3 cm	4 cm
路盤工	クラッシャーラン 25	10 cm	15 cm
計		13 cm	19 cm
フィルター層	砂	5 cm	5 cm
凍上抑制層	(再生) クラッシャーラン 40-0	第40条の凍上抑制に必要な置換え深さ－舗装の厚さ	

歩道：セメントコンクリート舗装

種別	区分	歩道	歩道（車両乗入れ部）
表層工	コンクリート 曲げ 4.5N/mm ² (45kgf/cm ²)	7 cm	10 cm
路盤工	(再生) クラッシャーラン 40-0	10 cm	15 cm
計		17 cm	25 cm
凍上抑制層	(再生) クラッシャーラン 40-0	第40条の凍上抑制に必要な置換え深さ－舗装の厚さ	

歩道：インターロッキングブロック舗装

種別	区分	歩道	歩道（車両乗入れ部）
表層工	インターロッキングブロック	6 cm	8 cm
クッション層	砕砂等	3 cm	3 cm
路盤工	(再生) クラッシャーラン 40-0	10 cm	15 cm
計		19 cm	26 cm
凍上抑制層	(再生) クラッシャーラン 40-0	第40条の凍上抑制に必要な置換え深さ－舗装の厚さ	

2 路盤工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の復旧は、第45条～第48条に規定するもののほか、共通仕様書「第1編第3章第6節 一般舗装工及び第7節 地盤改良工」に定めるところに準拠しなければならない。

3 路盤工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工は、施工管理基準の「品質管理基準及び規格値」により管理し、その規格値内でなければならない。

(下層路盤工)

第 45 条 下層路盤に使用する粒状路盤材は、クラッシャーラン 40 mm以下（または再生クラッシャーラン 40 mm以下）を使用するものとし、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、次表の規格に適合するものとする。

種別	試験項目	試験方法	規格値
クラッシャーラン	P I	舗装調査・試験法便覧 F005(2007)	6 以下
再生クラッシャーラン	修正 C B R (%)	舗装調査・試験法便覧 E001(2007)	20 以上 (注1) [30 以上]

注 1) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャーランを使用する場合は、修正 CBR の規格値は [] 内の数値を適用する。

注 2) 再生クラッシャーランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り減量が 50%以下とするものとする。

- 2 下層路盤の粒状路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1 層の仕上がりが厚さ 20 cmを超えないように均一に敷均さなければならない。
- 3 粒状路盤材の締固めを行う場合は、修正 C B R 試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。

(上層路盤工)

第 46 条 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は、粒度調整碎石又は碎石、クラッシャーラン、砂等を、本条第 2 項に示す粒度範囲に入るよう混合したものとし、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物、その他を有害量含まず、次表の規格に適合するものとする。

種別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整碎石	P I	舗装調査・試験法便覧 F005(2007)	4 以下
再生粒度調整碎石	修正 C B R (%)	舗装調査・試験法便覧 E001(2007)	80 以上 [90 以上]

注 1) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整碎石の修正 CBR は、[] 内の数値を適用する。

注 2) 粒度調整路盤に用いる破碎分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すり減り減量が 50%以下とするものとする。

2 粒度調整路盤材の粒度範囲は、次表の規格に適合するものとする。

呼び名	粒度範囲	通過重量百分率 (%)										
		ふるい目										
		53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	1.18 mm	425 μm	75 μm
M-40	40~0	100	95~ 100	-	-	60~ 90	-	30~ 65	20~ 50	-	10~ 30	2~ 10
M-25	25~0	-	-	100	95~ 100	-	55~ 85	30~ 65	20~ 50	-	10~ 30	2~ 10

3 上層路盤の粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さ 15 cm を超えないように敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラーを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 20 cm とすることができるものとする。

4 粒度調整路盤材の締固めを行う場合は、修正 CBR 試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。

5 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用アスファルトは、次表の規格に適合するものとする。

種 類	40~60	60~80	80~100
項 目			
針入度 (25℃) 1/10 mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下
軟 化 点 ℃	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0
伸 度 (15℃) cm	10 以上	100 以上	100 以上
三塩化エタン可溶分 %	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上
引 火 点 ℃	260 以上	260 以上	260 以上
薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下
薄膜加熱針入度残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上
蒸発後の針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下
密 度 (15℃) g/cm ³	1,000 以上	1,000 以上	1,000 以上

6 加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルトコンクリート再生骨材は、次表の規格に適合するものとする。

項 目 名 称	旧アスファルト含有量 (%)	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10 mm	洗い試験で失われる量 (%)
アスファルトコンクリート 再生骨材	3.8 以上	20 以上	5 以下

注 1) 各項目は、13~0 mm の粒度区分のものに適用する。

注2)アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれる旧アスファルト含有量及び75 μ mふるいによる水洗いで失われる量は、再生骨材の乾燥試料質量に対する百分率で表したものである。

注3)洗い試験で失われる量は、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の75 μ mふるいとどまるものと、水洗い後の75 μ mふるいとどまるものを、気乾もしくは60 $^{\circ}$ C以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求めたものである。(旧アスファルトは再生骨材の質量に含まれるが、75 μ mふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、水洗い試験で失われる量の一部として扱う。)

- 7 加熱アスファルト安定処理路盤材は、次表に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は、各々50回とするものとする。

マーシャル安定度試験基準値

項目	基準値
安定度 Kn(kgf)	3.5(350)以上
フロー値 (1/100 cm)	10~40
空げき率 (%)	3~12

- 8 プライムコートの散布は、第47条第2項~第3項によるものとする。
 9 混合物を敷均しは、第47条第4項~第6項によるものとする。
 10 混合物の締固めは、第47条第7項によるものとする。

(アスファルト舗装工)

第47条 アスファルト舗装の基層及び表層に使用するアスファルト混合物は、次表に示すマーシャル安定度試験基準値及びアスファルト混合物の種類と粒度範囲に適合するものとする。

マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類		粗粒度 アスファルト混合物 20	密粒度 アスファルト混合物 (20F) (13F)	細粒度 アスファルト混合物 (13)	開粒度 アスファルト混合物 (13)
突固め 回数	C交通以上	75	50		75
	B交通以下	50			50
空隙率 (%)		3~7	3~5	2~5	—
飽和度 (%)		65~85	75~85	75~90	—
安定度 {kgf(KN)}		500(4.90)以上		350(3.43)以上	350(3.43)以上
フロー値 (1/100 cm)		20~40		20~80	20~40

アスファルト混合物の種類と粒度範囲

混合物の種類	粗粒度		密粒度		細粒度	開粒度
	アスファルト混合物		アスファルト混合物		アスファルト混合物	アスファルト混合物
	20		(20F)	(13F)	(13)	(13)
仕上り厚 cm	4～6		4～6	3～5	3～4	3～4
最大粒径 mm	20		20	13	13	13
通過 質 量 百 分 率 %	26.5 mm	100	100			
	19 mm	95～100	95～100	100	100	100
	13.2 mm	70～90	75～90	95～	95～100	95～100
	4.75mm	35～55	100		75～90	23～45
	2.36mm	20～35	52～72		65～80	15～30
	600 μ m	11～23	40～60		40～65	8～20
	300 μ m	5～16	25～45		20～45	4～15
	150 μ m	4～12	16～33		15～30	4～10
	75 μ m	2～7	8～21	8～15	2～7	
			6～11			
アスファルト量 %	4.5～6		6～8		7.5～9.5	3.5～5.5

- 2 アスファルト舗装の基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート(PK-3)及びタックコート(PK-4)を施すものとし、施工にあたって施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。但し、透水性舗装(開粒度アスファルト混合物13)に関しては、プライムコートは透水性を低下させるので設けない。
- 3 プライムコート及びタックコートの散布にあたっては、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトデストリビュータまたはエンジンスプレーヤーで均一に散布しなければならない。
- 4 加熱アスファルト混合物の舗設作業は、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合は、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。
- 5 加熱アスファルト混合物を敷均しは、施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャーを用いることとするが、機械施工が不可能な場合は人力施工とする。
- 6 加熱アスファルト混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がりが厚さは7cm以下としなければならない。
- 7 加熱アスファルト混合物を敷均した後、ローラにより締固めることとする。ただし、ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。

(コンクリート舗装工)

第48条 コンクリート舗装工で使用するコンクリート強度は、特に指示する場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度4.5N/mm²(45kgf/cm²)とするものとし、コンクリートの配合規準は次表に示す規格に適合するものとする。

やむを得ず強度、配合などの規格を変更する場合は必ず協議しなければならない。

粗骨材の最大寸法	スランプ	適用
40 mm	6.5 cmを標準とする。	舗装位置において

- 2 コンクリート版には6 mm の異形棒鋼を溶接で格子に組み上げた鉄網を、1 m²につき 3 kg を標準に設置することとする。また、敷設位置は表面から版厚のほぼ 1/3 の位置とする。ただし、15cm の版厚の場合は版の中央の位置とする。
- 3 鉄網の大きさはコンクリート版縁部より 10cm 程度狭くし、重ね継ぎ手として、20cm 以上重ね合わせるものとする。
- 4 コンクリート舗設後、表面仕上げの終わったコンクリート版は、所定の強度になるまで、日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重ならびに衝撃等、有害な影響を受けないよう養生しななければならない。
- 5 横収縮目地は、ダウエルバーを用いたダミー目地構造を標準とし、目地溝は 6～10mm、深さはカット目地の場合、版厚に応じて 50～70mm、打込み目地の場合 40mm とし、注入目地材で注入するものとする。ダウエルバーは経 25mm、長さ 70cm のものを標準とし、所定の間隔に配置する。
- 6 横伸縮目地は、ダウエルバーと目地版をチェアー及びクロスバーを用いて組み立て、目地溝に注入目地材を注入する構造とする。目地溝は幅 25mm、深さ 40mm 程度とする。ダウエルバーは経 28mm、長さ 70cm のものを標準とし、所定の間隔に配置する。
- 7 目地の間隔は版厚 20 cm まで 8m、版厚 25 cm 以上は 10m を標準とする。

(インターロッキングブロック舗装工)

第 49 条 インターロッキングブロック舗装工の復旧は、インターロッキングブロック舗装設計施工要領（（財）インターロッキングブロック舗装技術協会）に準拠しなければならない。

(砂利道の復旧)

- 第 50 条 掘削した砂利道の路面には、クラッシャーラン 25 mm 以下（再生クラッシャーラン 25 mm 以下）を厚さ 10 cm 以上で敷き均しするものとする。
- 2 前項の敷き均しの範囲は、掘削部分及び掘削の端からの距離が概ね 10 cm の範囲以上について行うものとする。

第 3 節 コンクリート構造物の復旧

(復旧の方法)

- 第 51 条 占有者は、占有工事等のため舗装以外のコンクリート構造物（以下「構造物」という。）を取り壊した後これを復旧するときは、共通仕様書「第 1 編第 5 章 無筋、鉄筋コンクリート」に定めるところに準拠しなければならない。
- 2 構造物の復旧は、原形機能の回復を原則とする。
 - 3 構造物の施工は、管理基準により管理し、その規格値以内でなければならない。

第4節 道路付属物等の復旧

(復旧の方法)

- 第52条 占有者は、占用工事等のためのガードレール、道路標識、道路照明等の道路付属物を撤去した後、これを復旧するときは、共通仕様書「第1編第3章 一般施工」及び「第5編第2章 舗装」に定めるところに準拠しなければならない。
- 2 前項の道路付属物の復旧は、原形の機能回復を原則とする。
 - 3 撤去する道路付属物が重要な施設で、これを撤去している間その機能を確保する必要があるときは、これに代わる機能を措置しなければならない。
 - 4 復旧に使用する資材は、撤去で発生した従前の資材のうちその使用を認められたもの以外は再使用してはならない。
 - 5 道路付属物の施工は、施工管理基準により管理し、その規格値以内でなければならない。

第4章 占用工事等の制限

第1節 掘削規制

(掘削規制)

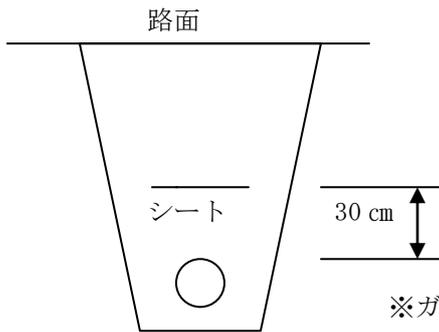
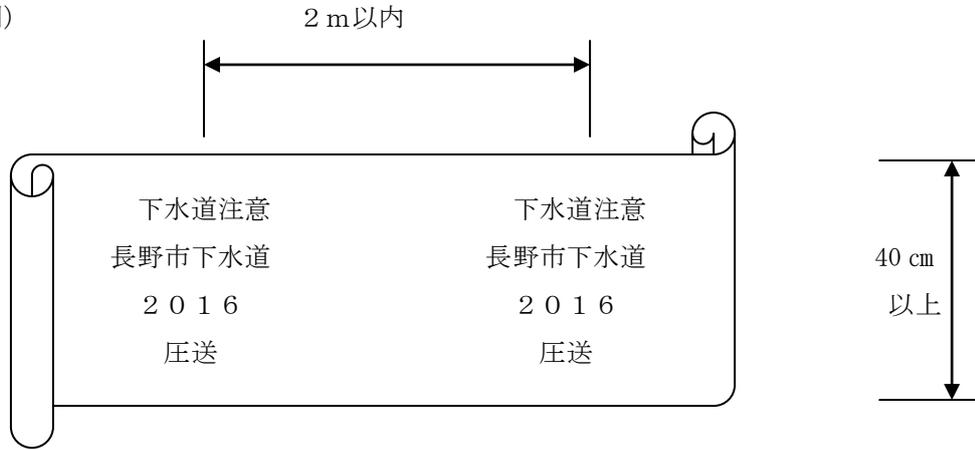
- 第53条 道路の舗装工事施工後における掘削規制期間については次表のとおりとする。掘削規制期間中は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、あらたな占用工事等の施工を禁止する。

対象工種	掘削規制期間
アスファルト舗装（A交通以上）の車道 セメントコンクリート舗装 特殊舗装 歩道のインターロッキングブロック舗装等	5年
打換えをした舗装	3年
オーバーレイ等	1年

長野市道路占用工事等共通仕様書第 24 条に規定する明示方法

1 シートの明示方法

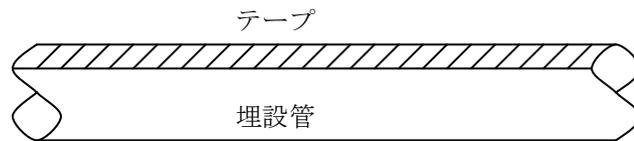
(例)



- 1 シートは、幅 40 cm 以上で管幅以上とする。
- 2 管幅にシートが充たない場合は、複数でも良い。
- 3 西暦年明示は、シートにテープを貼る。又は文字盤によるペイント吹き付けでも良い。ただし、耐薬品性、無腐食、長期無退色とする。

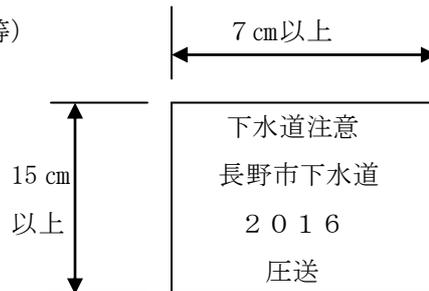
※ガス管は 50 cm とする。ただし、埋設深を舗装厚 + 30 cm とした場合は 30 cm とする。

2 テープの明示方法



- 1 3 cm 以上のテープを管上部に貼付すること。
- 2 テープの添付が困難なときは、管に巻き付け等、適当な方法で明示すること。
- 3 非鋼管には、ロケーティングワイヤー等も、考慮すること。

明示板による方法（橋梁等）



長野市道路占用工事等共通仕様書第 37 条に規定する埋め戻し材料の品質規格

1. クラッシャーラン 40mm 以下（再生クラッシャーラン 40mm 以下）

長野市道路占用工事共通仕様書第 45 条第 1 項に規定する、下層路盤工の品質規格に準ずる。

2. 良質発生土

良質発生土は、土質改良を行わなくてもそのままの状態でも埋戻しに使用可能なもので、次の基準に適合するものとする。

- (1) 良質発生土は、十分に締め固めができる含水比の状態であること。
- (2) 建設廃棄物（セメントコンクリート破片、アスファルトコンクリート破片等の産業廃棄物や、ゴミ等の一般廃棄物）等の異物を含まないこと。
- (3) 良質発生土の品質規格は、表 2-1 の基準を満たすこと。

表 2-1

項目	規格値	試験方法	試験頻度
土質区分	第 1 種、第 2 種建設発生土*1) 礫、礫質土、砂、砂質土、 及びこれらに準ずるもの	別表 1 土質区分基準 別表 2 調査試験方法	当初及び土質の変化時
最大粒径	100mm 以下	粒度試験 JIS-A-1204	
75 μ m フルイ 通過質量百分率	25% 以下		
発生土 CBR	8% 以上	CBR 試験 (舗装調査・試験法便覧 S041)	

*1) 建設省令「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成 3 年 10 月 25 日建設省令第 19 号）による区分。（別表 I 参照）

3. 改良土

改良土は、第4種以上の建設発生土にセメント系や石灰系の土質改良材を混合し、土の性状を化学的に改良したもので、次の基準に適合するものとする。

- (1) 改良土は無公害で、添加材との反応が終了しているもので、地下埋設物に対し損傷、腐食等の影響を及ぼさないこと。
- (2) 改良土の製造は、解砕機能を有し、原料土に対して添加材の定率供給と均一混合ができる装置で、安全対策、公害対策がなされた施設で行うこと。
- (3) 改良土の品質は、表3-1の基準を満たすこと。

表 3-1

項目	規格値	試験方法	試験頻度
土質区分	第1種～第4種建設発生土 *1)	別表1 土質区分基準 別表2 調査試験方法	1,000 m ³ につき1回
最大粒径	50 mm以下	粒度試験 JIS-A-1204	
改良土CBR	8%以上20%未満	安定処理土のCBR試験 (舗装調査・試験法便覧 F031)	
浸出水のPH	5.8以上8.6以下	PH試験	
六価クロム	土壤環境基準 0.05ppm以下	セメント及びセメント系 固化剤を使用した改良土 の六価クロム溶出試験 (舗装調査・試験法便覧 F034)	

*1) 建設省令「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成3年10月25日建設省令第19号)による区分。(別表I参照)

4. 購入土(砂、山ズリ等、これに類するもの)

購入土で埋戻しを行う場合の材料の品質は、前記2. 良質発生土の基準に準ずるものとする。

(別表 I) 土質区分基準

区分 (建設省令)	土質区分	コーン 指数 *3) qc kn/m ²	日本統一土質区分		備考 *2)		
			中分類	土質	含水比 (地山) W _n (%)	掘削方法	
第1種建設発生土 砂、礫及びこれらに準ずるもの	第1種発生土	—	{G}	礫	—	・排水に考慮するが、降水浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、建設省令の1ランク下の区分とする。	
	第1種改良土		{S}	砂	—		
第2種建設発生土 砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの	第2a種発生土	800	{GF}	礫質土	—		・水中掘削等による場合は、建設省令の2ランク下の区分とする。
	第2b種発生土	{8kgf/cm ² }	{SF}	砂質土 (Fc=15~25%)	—		
	第2c種発生土	以上		砂質土 (Fc=25~50%)	30%程度以下		
	第2種改良土		(改良土) *6)		—		
第3種建設発生土 通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの	第3a種発生土	400	{SF}	砂質土 (Fc=25~50%)	30~50%程度		
	第3b種発生土	{4kgf/cm ² }	{M}, {C}	シルト、粘性土	40%程度以下		
	第3種改良土	以上	{V}	火山灰質粘性土	—		
第4種建設発生土 粘性土及びこれに準ずるもの (第3種発生土を除く)	第4a種発生土	おおむね	{SF}	砂質土 (Fc=25~50%)	—		
	第4b種発生土	200	{M}, {C}	シルト、粘性土	40~80%程度		
		{2kgf/cm ² }	{V}	火山灰質粘性土	—		
	第3種改良土	以上	{O}	有機質土	40~80%程度		
(泥土) *1) 浚渫土のうちおおむね qc=200kN/m ² (2kgf/cm ²) 以下のもの及び建設汚泥	泥土 a		{SF}	砂質土 (Fc=25~50%)	—		
	泥土 b		{M}, {C}	シルト、粘性土	40~80%程度		
			{V}	火山灰質粘性土	—		
	泥土 c		{O}	有機質土	40~80%程度		
			{Pt}	高有機質土	—		

*1) 泥土のうち建設汚泥は、廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。

*2) 計画段階（掘削前）において土質区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、日本統一土質分類と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の土質区分を選定し、掘削後、所定の方法でコーン指数を測定して、土質区分を決定する。

*3) 所定の方法でモールドに締固めた試料に対し、ポータブルコーンペネトロメータで測定したコーン指数（別表Ⅱ参照）

*4) 表中の第1種～第4種改良土は、土（泥土を含む）に改良材を混合し、化学的に性状を改良したものである。

例えば、第3種改良土は、第4種発生土または泥土を安定処理し、コーン指数 400kN/m² (4kgf/m²) 以上の性状に改良したものである。

*5) 含水比低下、粒土調整など物理的な処理を行った場合には、処理後の性状で再度判定し、改良土としてではなく、発生土として土質区分を判定する。

*6) 第1種改良土は、礫、砂状を呈するもの。

(別表Ⅱ) 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標	試験項目	試験方法
コーン指数 *1)	締固めた土のコーン指数試験	JIS T 716
日本統一土質分類	土の工学的分類方法	JGS M 111
土の粒度	土の粒度試験	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205
自然含水比	土の含水比試験	JIS A 1203

*1) 上記試験方法に準拠する。ただし、1層ごとの突固め回数は、25回とする

(別表Ⅲ参照)

*2) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

(別表Ⅲ) コーン指数の測定方法

供 試 体 の 作 成	試料	4.75mmふるいを通じたもの
	モールド	内径 100mm 高さ 127.3mm
	ランマー	重さ 2.5kg
	突固め	3層に分けて突固める。各層ごとに30cmの高さから25回突固める。
測 定	コーンペネトロメータ	底面の断面積 3.24 cm ² 先端角度 30度のもの
	貫入速度	約 1 cm/sec
	方法	モールドをつけたまま、鉛直に5cm、7.5cm、10cm貫入した時の貫入抵抗を求める。
計 算	貫入抵抗力	貫入量5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均する。
	コーン指数 (qc)	貫入抵抗力をコーン底面積 3.24 cm ² で除す。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判定する。

《参考》埋戻しの施工方法と施工管理基準（案）

1. 施工方法

施工カ所を掘削前と同様に回復させるため、以下のとおり十分締固めを行うものとする。

- (1) 埋戻しは、一層の仕上がり厚を路床部 20cm 以内、路体部 30cm 以内とし、各層毎に十分締固めること。
- (2) 改良土は水が浸透すると品質が不良となることから、雨天時施工においては、工事を中止するか、又は改良土に雨水が浸透しないよう十分注意しながら施工を行うこと。
- (3) 冬期間、降雨時の改良土の仮置きについては、雨水等が浸透しないよう、シート等で保護すること。
- (4) 一度埋戻して転圧した改良土を再掘削したものは、そのまま埋戻し材として再利用しないこと。
- (5) 埋戻し完了後は路面清掃を行うこと。

2. 施工管理

施工管理は、原則として試験により行うものとする。ただし、小規模な工事については試験を省略することができる。

- (1) 試験方法は下表のとおりとし、路盤工の施工前に行うこと。
- (2) 簡易貫入試験の 1 点の測定方法は、路盤下面より 10 cm ごとに $h = 1.0\text{m}$ 以上、10 回以上の測定を原則とし、その平均値をその箇所での測定値とする。ただし、埋戻し厚が 1.0 m に満たない場合は、10 cm ごとに埋戻し厚までとする。また、占用物件の保護等を考慮し、占用物件の周囲とその上方 10 cm までについては、試験を省略することができる。
- (3) 試験結果の報告は、施工管理記録簿を作成し、試験及び施工状況が確認できる写真を添付すること。

埋戻し材	試験項目	規格値	試験頻度
改良土	簡易貫入試験 (舗装試験法 1-2-3)	14 回 / 10cm 以上	100m につき 1 箇所程度

(様式一1)

工事現場発生品届

平成 年 月 日

長野市長様

住所

氏名
(担当者)

TEL

下記のとおり工事現場発生品を引き継ぎます。

記

品名	規格・寸法	単位	数量	保管場所	備考

(様式一2)

路面舗装復旧工事施工面積確認書

平成 年 月 日

立会者 長野市 所 属
 ※ 職氏名 _____ 印

占有者 所 属
 職氏名 _____ 印

下記のとおり確認しました。

記

1 占用の工事名					
2 仮復旧の完了年月日					
3 検査完了立会年月日					
4 確認事項					
申 請 の 年 月 日 番 号	許 可 の 年 月 日 番 号	路 線 名 及 び 占 用 箇 所	舗 装 の 種 類	復 旧 面 積 (m ²)	※ 工 事 費 (円)

- (注) 1 この確認書は、※印部分を除いて占有者が作成すること。
 2 位置図、展開図、復旧面積計算書を添付すること。
 3 この確認書は、原則として1許可ごとに作成し、2部提出すること。